

令和 6 年 7 月 22 日開会

令和 6 年 7 月 22 日閉会

令和 6 年 第 2 回 西予市議会臨時会会議録

西予市議会

第 1 日

7 月 22 日（月曜日）

令和6年第2回西予市議会臨時会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年 7月22日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和6年 7月22日

午前10時00分

1. 閉 会 令和6年 7月22日

午前11時40分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 松 川 伸 二

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長兼

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 三 瀬 計 浩

医療介護部長 浅 野 幸 彦

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 口 佳 代

明 浜 支 所 長 池 田 いずみ

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 藤 井 兼 人

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 安 岡 克 敏

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 片 山 勇 一

議 事 係 長 松 本 史 子

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(11番 竹崎幸仁、12番 小玉忠重)
- 2 会期の決定
(7月22日～7月22日 1日間)
- 3 議案第75号 西予市教育委員会教育長の
任命について
- 4 議案第76号 西予市特別職の職員の給与
の特例に関する条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 5 議案第77号 西予市立西予市民病院、野
村病院及び西予市野村介護
老人保健施設つくし苑の指
定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第 7 5 号 西予市教育委員会教育長の
任命について
- 4 議案第 7 6 号 西予市特別職の職員の給与
の特例に関する条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 5 議案第 7 7 号 西予市立西予市民病院、野
村病院及び西予市野村介護
老人保健施設つくし苑の指
定管理者の指定について

開会 午前10時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和6年第2回西予市議会臨時会を開会いたします。

管家市長より今臨時会の招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和6年第2回西予市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨も明け、本格的な夏の到来となりました。

今年の梅雨は、期間としては例年並みでありましたが、雨量は例年以上であり、特に梅雨末期の集中豪雨では短期間で1カ月分の雨量を記録するなど、全国各地で大きな被害が発生しました。

特に、先日12日の大雨では、松山城の城山で土砂崩れが発生し、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されました。この土砂崩れでは、3名の方がお亡くなりになり、また、いまだ避難生活を余儀なくされている方も大勢おられます。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今回の災害では、土砂災害警戒区域の指定区域の隙間であったとの報道もありますが、松山市の中心市街地でここまでの規模の災害が発生することは想像しなかったところであります。

これから台風シーズンに入り、出水期はまだまだ続きます。改めて、自宅を含め身近な場所の災害リスクの確認とともに、災害の備えをお願いいたします。

また、今年の夏も猛暑に見舞われそうです。熱中症対策にも、御留意をお願いいたします。

さて、本臨時会におきましては、6月の定例会で否決されました、市民病院、野村病院及びつくし苑の指定管理者の指定に関する議案を再提出いたしております。

今回の再提出に当たりましては、各方面から、

否決されてから1カ月もたたないうちに再度提出すること、内容の見直しが全くないことなどについて、多くの批判を受けております。

この指定管理者の指定に関する議案については、かねてより申し上げておりますが、患者数の減少に伴う経営の悪化、医師、看護師をはじめとする医療人材確保の困難性などとともに、市内二次救急の集約の実現が喫緊の課題となっており、さらに、医療現場での逼迫した状況をできるだけ早期に解決するためには、早急に取りかかる必要があることから、時間を置かず上程するものでございます。

指定管理に移行する時期については、二次救急の集約のタイミングが大きく関係いたします。

御存じのとおり、合併以来の懸案でありました三瓶地区の常備消防管轄の再編については、関係市町の協議をおおむね終了し、令和7年4月1日から八幡浜消防から西予市消防に三瓶地区の管轄が移る予定となっております。この際、消防管轄の原則としては、管轄内の救急搬送は管轄する地区内の病院となりますので、三瓶地区の再編後の救急搬送先は、西予市民病院または野村病院となります。

当然のことながら、患者さんの症状や容態による判断、かかりつけ医への搬送依頼など、管轄内の病院で対応できない場合は、管轄外の病院に受入れをお願いすることになります。南予地区のいずれの病院もその体制に余裕があるわけではありません。八幡浜、宇和島、大洲地区、この近隣する地域もその状況であります。

西予市が反対の立場になり、よそから救急を求められる立場に立つと、まずは管轄内での二次救急体制の確立を求めることになります。先ほど言いました、近隣の市町も同様であります。

現状においても、当市の二次救急は十分に機能しているとはいいたところに加え、救急管轄エリアが増えることによる医療現場の負担増への対応は、医療従事者の集約による二次救急の集約が前提とも言えるものです。

そして、令和7年4月1日に向けて、市民病院に二次救急を集約し、体制を整えるためには、相応の準備期間が必要とします。

そもそも指定管理議案の上程については、当初計画では3月議会を予定したところを、6月議会

まで延期した経緯もございます。

指定管理を予定している地域医療振興協会との協議の中でも「指定の決定がこれ以上先送りになると、既に限界に近い、現場の医師、看護師の疲弊もさらに進み、離脱者が増えるおそれもある。令和7年4月1日スタートを目指すのであれば、スケジュール的には今月末までの決定がギリギリではないか」との見解も示されております。

新たに管轄に加わる三瓶地区をはじめ、西予市の住民の皆様への安定した救急医療の提供を確保するため、また、救急医療を持続的に担える病院の体制を整えるためには、可能な限り早期に指定管理への移行を決定するとともに、二次救急の集約を実現するため、医療人材、そして医療資源の集約を進めなければなりません。

また、事業計画の内容の見直しがないとの意見もいただいておりますけれども、地域医療振興協会からの提案は、西予市の人口構造や労働人口の推移から見られる医療人材確保の見通し、それに伴う医療体制や適正な職員配置など、多角的な分析、検討をいただいた上でのものであります。

西予市における地域医療福祉を維持するための厳しい設定条件での提示であると認識しております。

今後、情勢の変化を踏まえつつ、具体的な協定内容や運用方針を決定することといたしておりますので、市といたしましては現段階においては、特に内容の変更を求めることはいたしておりません。

以上、指定議案の再提出に当たっての考え方について述べさせていただきましたが、議員の皆様も御存じのとおり、医療現場、介護の現場では、今も、医師や看護師、介護士が限界に近い厳しい労働環境の中で、強い使命感を持って市民の命と健康を守るために働いています。現場の声を聞くと本当にギリギリの状況にあると感じております。この厳しい環境を改善し、立て直すことは、一夜にしてできるものではありません。組織力があり、ノウハウを有する地域医療振興協会による新たな体制になったとしても、地域医療に対する理念、そして施設運営方針の浸透を図り、安定的な運営軌道に乗るためには、複数年かかる可能性もあります。

先ほど申し上げましたが、複合的な要因が絡む

中で、時間的な猶予はありません。今、選択をしなければ、タイムリミットに来ていると感じております。

議員各位におかれましては、どうかこの現状をしっかりと見つめ、そして住民のためどのような選択が最善であるか、御判断いただきますようよろしくお願いをいたします。

今回の臨時会は、教育委員会教育長の任命と、関係する条例改正、そして市民病院、野村病院及びつくし苑の指定管理者の指定の3件の議案を上程し、御審議をお願い申し上げるものでございます。

どうか慎重に御審議をいただき、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶いたします。

○井関議長

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○井関議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員に、11 番竹崎幸仁議員、12 番小玉忠重議員を指名いたします。

(日程2)

○井関議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

(日程3)

○井関議長

次に、日程第3、議案第75号「西予市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 75 号「西予市教育委員会教育長の任命について」提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、本市の教育長である松川伸二氏から、任期まで 10 カ月余りを残し本年 7 月 31 日をもって辞任したいとの申出があり、誠に残念ではありますが、私はこれを受理することといたしました。

松川氏には令和元年 6 月から教育長に就任いただいておりますが、その間、デジタル化に伴う G I G A スクール構想の推進や、宇和町地域の小学校再編計画に着手されたほか、公民館制度から地域づくり活動センターへの移行にも深く御尽力をいただきました。

また、就任期間中は新型コロナウイルス感染症が拡大する中での教育行政の在り方を模索されながら、未来の西予市を担う子どもたちのよりよい教育環境づくりのため御尽力をいただいたところであります。

この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

退任後は、お体を御自愛いただきますとともに、今後も折に触れ、御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、現教育長の在任期間における後任について慎重に検討、熟慮を重ねてまいりました結果、宇都宮明彦氏を選任したいと存じます。

宇都宮氏は、昭和 62 年に旧野村町役場に採用され、西予市においては、平成 28 年 4 月に情報推進課長に着任以降、財政課長、政策企画部長などの要職を歴任されており、その行政手腕については疑いのないところであり、今後、教育委員会のさらなる組織強化、充実発展に大きく寄与いただけるものと期待しております。

以上のように宇都宮氏は人格高潔で、地域の信頼も厚く、高い識見と経験を有される方であり、本市の教育長に適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもと議員

議案第 75 号「西予市教育委員会教育長の任命について」ですが、教育長の任命において、行政職員から民間から公募によるものなど、採用について様々方式があると思いますが、例えば、教育行政の経験、教育現場の経験、教育についての論文の提出があるなど、一定の基準を求めるものというのは、西予市においてあるのでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまのまつもと議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当市におけます教育委員会の教育長のいわゆる資格要件的なものについて、今ほど議員が申されましたような論文の提出を求めるものではございません。

先ほど市長の提案理由の中にもございましたとおり、当該候補者の方のこれまでの実績等を踏まえた上で、適任者であるという判断をいたしまして任命の提案をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもと議員

行政職員として大変優秀な経験、経歴があるということは間違いないというふうに私も認識しておりますが、教育長として資質がある、適任であるということをどこで判断されているのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えさせていただきます。

今ほど議員も申されましたとおり、これまでの行政手腕、行政の実績を踏まえた上で、今後の教育行政におきましてもその知見、知識経験等を十分に生かせ、今後の教育委員会の発展に大きく寄与できる方だと判断をいたしまして、今回の任命とさせていただいておるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井関議長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 75 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 75 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第 75 号「西予市教育委員会教育長の任命について」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが入室画面に切り替わったことを御確認ください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○井関議長

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 75 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を決定いたします。

第 75 号「西予市教育委員会教育長の任命につ

いて」は、賛成多数によって同意となりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 20 分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 28 分）

（日程 4）

○井関議長

次に、日程第 4、議案第 76 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 76 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、さきの第 2 回定例会におきまして、改正条例の決定をいただき施行をいたしておるところでございますが、先ほど同意、決定をいただきました現教育長の辞任に伴う後任の教育長については、当該条例の規定上、適用がございません。

後任の教育長につきましても、就任の日から現教育長の残任期間である令和 7 年 6 月 9 日までの期間となりますが、厳しい財政状況の中での施策財源確保の一助とするため、任期中の給料額から 4 % を減額するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

議案第 76 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 76 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第 76 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 76 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 76 号は、賛成多数によって可決となりました。

（日程 5）

○井関議長

次に、日程第 5、議案第 77 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 77 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

まず、本案については、先月の議会で否決という決定が下されましたが、ひと月もたたないうちに再提出した理由、急を要している状況につきましては、冒頭の開会挨拶の中でも述べたとおりで、三瓶地区の西予市消防管轄への再編にあわせ、令和 7 年 4 月 1 日からの二次救急の集約を実現するためには、今月末までの指定管理の決定、すなわ

ち本臨時会での決定がタイムリミットであり、それにもまして病院現場での逼迫した状況が日増しに強まっており、その対策を早急にとる必要があるからであります。

議員各位におかれましては、市民病院及び野村病院の現場の厳しさは十分に御理解をいただいていると思います。その状況を改善し、医療人材の確保、経営の安定化、二次救急の集約という大きな目標を達成し、持続可能な運営体制へ再建するには、現状としては、地域医療振興協会の力を借りなければ困難であるとの判断は変えることができません。

野村病院においては、既に限界に近い診療体制が続いており、早急の二次救急の集約実現を求める声が日ごとに高まっている状況であります。

市民病院では外科医師が 10 月から 1 名減ることになっており、外科系救急の維持が困難と判断した場合は、曜日を限定しての対応を行わざるを得なくなることも想定しているところであります。

否決された日から 1 カ月も経過しない中、現場の厳しさは増す一方であります。以前から申し上げておりますが、現場は一刻の猶予も残されていない状況であります。

労働組合のアンケートで、指定管理になれば退職する、もしくは退職を考えている職員が多いとのことでありましたが、一方で、医師をはじめ幹部職員や一部職員からは、指定管理が決まらなければ退職するとの声もございます。

これ以上いたずらに時間を引き延ばしてしまうと、市民病院の二次救急集約どころか、あっという間に医療崩壊につながってしまい、行政といたしましては、可能な限り 3 施設を将来にわたって維持させるため手を尽くしてきました。

その上でこのまま仮に 1 年程度検討を続けたとして、その先に医療従事者の必要数を確保し、二次救急を集約させ、両病院に入院機能を残せるような方策を見いだすことができるのでしょうか。

地域医療振興協会が指定管理者として 3 施設の運営を行い、これ以上の改革の方法はなく、今決断しなければ、3 施設を将来にわたって維持することはできません。

問題の先送りは限界です。人的にも時間的にも猶予がなくなっています。今回の提案が、最後のチャンスになると思っています。本日の議会で、

西予市の将来の医療福祉サービスの行く末が決まると言っても過言ではないでしょう。

長年にわたって、内部での改革を実現しようと取り組んでまいりましたが、かないませんでした。そして、事態は刻一刻と深刻さの度合いを増しております。

西予市の公的医療の提供体制は、危機的な状況を迎えております。このような状況になっている以上、外部の力を借りてでも、西予市の医療福祉を存続させなければならないのです。

指定管理者制度を導入しなければ、西予市の医療福祉は崩壊しかねないところまで来ていると私は判断しており、これ以上の方策は市としても見出すことができません。

西予市の地域医療福祉を守るという大きな目標を達成するためには、市民病院、野村病院及びつくし苑、そして行政が一枚岩となって取り組むとともに、市民の皆様との連携が必要であり、その前提には、3施設を統括できる存在が必要なのです。

西予市の医療福祉を崩壊させないために、今回再度、市民病院、野村病院及びつくし苑の管理運営について、地域医療振興協会を指定管理者に指定する本案を上程するものであります。

今回、再度否決という結果になりましたら、その結果に従い、今の状況、体制のままで存続させることとなります。そうなった場合、3施設を将来にわたって維持することは困難になるばかりではなく、市立病院から医師を派遣し診療を行っている土居診療所、惣川・遊子川地区の移動診療車による診療も、その継続が危ぶまれることになりかねません。

また、二次救急の集約を行うことはほぼ不可能となりますので、その点につきましては御承知おきいただきたいとお願い申し上げます。その結果がどうなるのか。いわゆる救急難民が発生し、命に関わる事態を招くリスクが増大することも理解されているのでしょうか。

野村病院を無床化することに強く反対されるお気持ちはよく理解できます。私もできれば残したいです。しかし、医療従事者の必要数の確保という絶対条件を満たすことができない以上、それを許してもらえない現実があります。

ただし、野村病院の無床化を含め、規模、機能

の縮小に代わる診療体制や環境の整備については、協会が指定管理になれば全国ネットワークによる様々な対策事例をもとに、地域の皆様の安心につながる体制が構築できるものと考えており、その点に関しては引き続き協議、検討してまいりたいと思います。

繰り返しになりますけれども、西予市民の命を守り、将来にわたる地域医療福祉を守るという大きな目標を達成するためには、地域医療振興協会が指定管理者となり、3施設の総合的な管理運営に当たっていただくほかに方法はないと判断をいたしております。

今を守ることにこだわるのか、将来を見据えた判断をするのか、議員それぞれのお考えもあらうかと思えますけれども、御高察いただきたいと思えます。

何とぞよろしく御審議をいただき、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森議員

議案第77号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」質疑をさせていただきます。

まず1点目ですが、総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業は、アドバイス先を地域医療振興協会としているのであって、委託先まで地域医療振興協会と決まっている事業ではないと理解しておりますが、間違いはありませんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの大森議員の御質問にお答えしたいと思います。

そのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森議員

他者との比較検討を十分に行い、より住民のためになることを委託先として選定をする。それが誰もが考える常識的な選定方法であると考えます。

また、公立病院として存続させるにはどうしたらいいかという観点も含む、多面的な観点からのアドバイスをしていただく必要があると考えます。

2つ目の質問です。

職員組合が全職員対象にとったアンケートが全議員に配信されましたが、振興協会に移行した場合、80名近くの看護師が退職する可能性があると考えています。職員が大量に退職するという事態になれば、振興協会では対応が難しいのではないのでしょうか。それこそ医療崩壊につながるのではないのでしょうか。

お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに職員組合が実施されましたアンケート結果につきましては、多くの退職する可能性があるということを踏まえまして重く受け止めるところでございますけれども、市としましては現段階で可能性があるということで、逆に残ってもらう可能性があるというところでございます。

現在、まだ説明を聞いてから判断するという形のお答えをされてる方も多いと聞いておりますので、今後指定管理に決まった後には、しっかりと職員説明会等々を開かさせていただきまして、納得して残っていただくよう努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森議員

7月9日の西予市議会と地域医療振興協会との意見交換会で、委託先が地域医療振興協会となっている和歌山県有田市立病院において、振興協会

に移行するとき看護師が4～5名足りず、奈良や三重から派遣をした、不足数が10名レベルになると派遣は難しい、そのような場合は何とか西予市で引きとめてほしい、と会長が言われました。また、医師になるともう一つ難しく、研修生の間は僻地に行くが研修期間が終われば帰ってしまう、と定着が難しいとのことでした。

私は、職員組合のアンケートの結果を見ると、振興協会に委託をすることで、かえって西予市の医療崩壊が起こるのではないかと大変危惧をしております。

3つ目の質問です。

野村病院を診療所にして無床化にするという振興協会の提案についてです。

野村病院の無床化により市民病院まで通うということになれば、野村・城川の住民にとって経済的、身体的負担が大きくなるのは明らかなです。結果、住民の受診抑制につながるのではないかと危惧されます。

また、野村病院が協力医療機関となっている地域の福祉施設との医療体制にも支障が生じることが懸念されます。

振興協会が提案する野村病院の無床化は、管家市長の基本理念である「暮らして安心が体感できるまちづくり」に逆行していませんか。

お答えください。

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、野村病院が無床化になることによって、通院等々のそこら辺の不安があるということに関しましてでございますけれども、市としましては交通部局のほうと継続協議しておりまして、なるべくその負担、例えば現行の補助制度等々の比率を上げるであつたりタクシーの助成であつたりとか、また、二次救急等々で市民病院に運ばれたとき等々に関しまして、運ばれた日には何とか1日そこに留まることができるとかですね、そこらの方策を今検討しているところで、なるべくそうなった場合に野城の住民の方々に負担がいかないように、今模索しているところでございます。

以上、私のほうの答弁とさせていただきます。

○井関議長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○9番河野議員

77号、指定管理者の指定について1つお伺いしたいと思います。

今までも西予市においては、いろいろな施設を指定管理導入をされてきた経緯があると思います。そういった中で、その施設が規模縮小あるいは休む場合に、それは市内部での打合せであって、議会への報告、相談はなかったと記憶しております。

今回の医療体制の指定管理につきましても、今後いろんな社会情勢によって、規模縮小あるいは廃止をするかもしれません。それは分かりませんが、仮に指定管理を導入してそういった場合、議会への相談といいますか、議決を諮れることがあるのかなのか。

市と指定管理者の中で2人で決められるのか、そこをお答え願えたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの河野議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後、いろいろな状況の中でその運営体制等々が指定管理の中で、体制を変える場合には当然議会のほうにもですね、御相談させていただきましてそれを進めていくということになろうかと思います。

また、指定管理からの経営報告等々につきましては、定期的に報告を受けるという状況になっておりますので、その部分をしっかりと議員さんのほうにも説明させてもらいたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○9番河野議員

協会との計画書の中では、いろいろな諸事情があった場合の変更は市と協議をするということは明記されております。議会へも報告をするということでお約束をいただくことでいいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そのように対応したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○井関議長

ほかに御質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

討論者が複数ございます。

まず初めに、反対の立場からの討論を認めたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

1番まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもと議員

議案第77号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」反対の立場で討論いたします。

私は昨日の夜もう一度確認しようと、この議案第77号議案書を読んでその音声を録音し、それを流して聞きながら、6月に否決された議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」の議案書をチェックしました。一文字一句違うところはありませんでした。

私は西予市に医療福祉改革が必要なことは否定

していません。否決したからといってこの体制のままの維持を望んでいるわけでもありません。

医療福祉改革を市長はもう指定管理という手法しかないと思っておられるので、市長が私と話す時間をつくってくださったとき、公立での医療福祉改革を諦めずに一緒にやっていきたい、市長にならできる、一緒にやりたい、やりましょうと訴えてきました。

また、指定管理の議案を再提出するのであれば、せめて住民説明会という双方向な場においての住民への説明、やめる意思を示している職員に残ってもらえるようにさらに努力をしてほしいこと、指定管理開始と野村病院の病床ゼロを同時にせず、野村病院のベッドを残しながら指定管理をスタートし、もう少し時間をかけて市民病院に入院機能を集約すること、そこだけは協会にお願いして、何とか職員の派遣をお願いしてほしいことなどを求めました。

もちろん本当は公立病院として存続したいし、内容がとっても悪い仕様書を書き直していただけないと指定管理自体は認められないのが本心ですが、私は話し合って妥協点を見つけていくこと、市民の声や状況に合わせて調整を続けていくことも政治の大きな役割だと思っています。

ですので、6月議会で否決となった以上、その議決を市民の声と受け止めていただき、再度議案を提出なさるなら、何らかの修正をして御提出いただきたかった。さきの議決から1カ月もたっていないのに、臨時議会を招集し、さきの議決で否決された議案をそっくりそのまま提出してくる。先ほど市長もおっしゃいましたが、執行部のこのような振る舞いは法律上幾ら可能だとしても、市民とその市民に選ばれた議員で構成される議会という代表制民主主義を侮蔑する嘆かわしい行為ではないでしょうか。

9月議会を待たず、約2カ月前倒しして議決しようとする行為にどのような効果があるのでしょうか。

二次救急集約をたとえ実現しても、毎日の外科対応が厳しいのは指定管理になっても変わらないため、広域での連携は救急医療において重要なことだと認識しています。

西予市住民の命を守る二次救急の実現とその充実のためには、その議論を進めることが必要だし、

それはすぐに西予市がやらなければならないことです。時間がない、間に合わないという理屈は誰に対しておっしゃっておられるのですか。やめようか、もうやめたいと思っている3施設の職員の皆さんを、この議決で協会からの条件提示で考え直してもらう、食い止めることが本当にできるのですか。

市民の投票で選ばれた、ここにおられる議員の皆さん、議案に賛成反対の意見にかかわらず、執行部のこのような誠実さのない行為を容認しているのでしょうか。これは議会そのものが軽視されていると私は思います。

そもそもこの医療福祉改革については、導入部分の不誠実な対応、条例改正案可決直後の野村病院無床化宣言という、執行部の傍若無人な振舞いが問題を大きくしてきました。

ここでもさらに、これまでと同じような行為を容認し、西予市の医療福祉改革をこのような過程で実行することが本当に長く後世にわたって西予市のためになることなのでしょうか。私はそうは思いません。

議員の皆さん、それぞれに賛成、反対の意見を持ち、私たちは真つ当に話し合い、意見を交わし合い議決したはずです。その根幹を覆すようなこのやり方を、この議案の中で続いている脅しのような議論の環境を私は認めることができません。

6月議会での議決の結果をきちんと受け止めていただくよう執行部に強く求め、提出するなら修正して9月議会で議案に出してください。それをじっくり審議させてください。

そのためにも今回の議案に反対してくださいませよう訴えて、私の反対討論といたします。

○井関議長

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴者の方の拍手は認められておりませんので、次から控えてください。

次に、原案に賛成の方の討論を認めたいと思います。賛成討論はございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

〔10 番山本英明議員登壇〕

○10 番山本議員

私は、今回は賛成の立場で討論いたします。

本案につきましては、3月定例会の病院、つくし苑の関係条例改正及び6月定例会の指定管理者の指定議案ともに、私は反対をしてまいりました。

それは、私を御支援していただく地域の皆様の野村病院を守ってほしいという切実な思い、強い願いがあったこと、また、そもそもこの指定管理者の導入について、その経緯と必要性、そして野村病院の無床化までしなければならない理由を、市、行政側が十分には説明できていないと思ったからであります。

現在、城川町は先ほどもありましたように、土居診療所で週1回の診療、巡回診療車も遊子川地区に週1回のみとなっております。実質的に無医地区となっている城川町におきましては、野村病院は大きな安心感を与えてくれる存在でもあり、今後も守らなければならない病院であります。

市からの説明では、二次救急集約のための人材確保の困難性、繰出金の増額による市財政への影響、特に現状の医師、看護師をはじめとする医療介護従事者不足を理由に挙げられていました。

私も、そうした諸々の問題につきましては、今までも認識をしておりましてし、選挙期間中からずっと悩み続けておりました。それらを解決するための改革も絶対に必要であることも理解しております。

このままでの状態では城川地区の医療は衰退の一途をたどることになるのではないかと。ひいては、西予市全体の地域医療福祉を維持することもできなくなるのではないかという懸念や不安もずっと感じてきたところです。

しかし、それでも指定管理者への移行まで一足飛びに進むことに否定的な判断が変わることはありませんでした。

4月の選挙中ずっと、それから6月の定例会での本案否決という結果を踏まえて、一応の決着がついたと私の中でも思いこもうとしましたが、しかしその一方でずっと悩み続けていたこと、直接、市民病院、野村病院の院長から現場の悲痛な叫びにも似た窮状の説明を受けており、本当にこのまま反対でよいのか、自分が現状のままで西予市の医療が立ち行かなくなるという中で、反対のままではこの先、西予市の地域医療はどうすればいいのか、僻地医療はどうなるのかという難問が私の中で自問自答して渦巻いておりました。

そうした中で、今回の指定管理者候補であります地域医療振興協会の理事長や協会幹部から説明を受ける機会があり、協会の分析によるこれからの西予市にとって最も適切な医療提供体制の姿、西予市のような過疎地での病院経営の実績や医療提供の課題に対して全国的なネットワークを生かした対応などの話を受けました。

何よりも、理事長の長年にわたる僻地医療に対する真摯な姿勢と熱い思いも受け取りました。

これらを通して、現在の西予市の地域医療を守るための相手方としては、地域医療振興協会が信頼に足りるなど実感をしたところであります。

また、現在の市民病院、野村病院の状況は、現場では使命感を持って職員の方々が頑張っておられますけれども、もはや人的に物理的に限界寸前にまで達しており、このままでは市内の二次救急の確保、両病院の連携体制の構築、今後の医療人材の確保についても、ますます困難になることを伺いました。

そして行政からも、令和5年度決算見込みをもとに現状のままの運営と指定管理による運営とを比較した最新の病院財政設計の説明を受けて、指定管理に移行することによるメリットも一応の理解はしたところであります。

協会に対しては、野村病院の無床化を絶対に避けてほしいというふうにお願いをして避ける方法について強く要望もしましたが、先ほどから出ておりますように、もう既に看護師をはじめとする人員の確保ができない、確保ができる見込みが立たない、こういうふうな現実がある以上、命に関わる市内二次救急の継続を実現するためには、やむを得ないところもあるのかなと感じておるところであります。

しかしながら、理事長に直接お話をしますと、現状ではもうとてつもなく厳しい、難しい問題ではありますけれども、看護師の確保さえできれば可能なことなので、無床化回避のために鋭意努力をする、とも言っていただきました。

両病院、つくし苑に勤務されている職員の皆さんにも、公務員の身分ではなくなり人生設計に関わるとてつもなく大きな痛みを受けることになり、この点においても私も胸を締めつけられる思いであります。

しかしながら、皆様が職業選択で医療、介護の

職を選択され希望職種とされ、これまで培ってこられた知識、技能を使命感を持って引き続き発揮できる職場は残ります。公設民営となりましても、自分の実力を発揮できる職場があります。

西予市の地域医療福祉を守るためには、何とか引き続いて御協力していただきたいとこの場をお借りしましてお願いを申し上げます。

私は、地域の皆さんから負託を受け、地域に貢献するために市議会議員にさせていただきました。地域の皆さんの多くの思い、たくさんの人々が願われることを実現するために尽力することはもちろん第1の私の責務であります。

その上で、今回の問題を前に改めて議員としての自分の責務について、この選挙からずっと3カ月間悩んできました。たくさんの方と出会って話をしました。いろいろな情報も手に入れました。そして、たくさんという言葉では足りないほどのいろいろな御意見、叱責、激励も受けました。本当に悩み、苦しみ、深く深く考えさせられました。

そして、最終的な結論としてこのままでは医療崩壊につながってしまいかねないという現実の、ことここに至っては西予市という広大な面積で、特に周辺部の人口が減少し高齢化も進んでいる現状では、これまでと同じ医療環境を求め続けることには限界があり、西予市全体を見て決断しなければならないことがあるのではないかと、市議会議員として私を御支援していただいた皆様からの批判はあることは十分承知しておりますが、たとえば自分が批判を受けても、地域の皆さんも含めた西予市市民全体の医療、介護を守るために、つらく厳しい判断をすることも、これもまた重要な市議会議員の責務であるとの考えに至りました。

今は御理解をいただくことは難しいかもしれませんが、地元城川町、そして西予市全体の問題として将来にわたって今の若者たち、そして子どもたちが大人になっても医療介護を受けられる、公設民営の医療機関を残すための苦渋の判断であることを御理解いただきたいと思います。

この賛成討論の結びに当たりまして、市行政理事者の皆様をお願いを申し上げます。

今回の医療福祉改革が絶対に必要なことは十分に理解しており、推進しなければなりません。そのことは言うまでもない事実であると思います。

その上で、市民病院、野村病院、つくし苑、こ

の公立の3施設を維持、継続していくための今後の具体的な条件整備や医療従事者への誠意ある勤務条件の提示、医療体制の進め方や方向性、また、メリットやデメリットについて、しっかりと協会との協議の中で条件整備を勝ち取ってほしいと思います。

今後も結果ありきではなく、随時の状況変化に応じて、その都度しっかりと市民に説明するとともに、直接の影響を受けます野村・城川の住民、特に周辺山間部で暮らす高齢者等への格別の配慮、先ほども浅野部長の言葉にもありましたが、例えば二次救急で運ばれた後の帰りの便の確保、病院に通院するための便の確保、その補助制度の整備、創設等につきましては、ぜひとも実現をいただきますよう強く要望をいたします。

重ねまして、今回の医療福祉改革の背景には先ほども申し上げましたように、人口減少、少子高齢化という大きな社会問題があります。

今後とも、医療対策だけに限らず、西予市の将来を見据えた施策の推進、また、若者たち子どもたちが将来にわたって安心して西予市に住み続けることができる西予市のための予算の配分、重点配分を強くお願いをいたします。

私も議員として微力ではありますが、ともに知恵を絞り汗をかき、情報を仕入れ共通理解を図り、地域の発展、西予市の発展に少しでも寄与できるよう、今後も僅かながらでも貢献していく覚悟であります。

議員各位におかれましては、私も反対の立場から賛成の立場に考えた末、変化をしましたが、大所高所に立った適切な御判断をいただき、決議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の賛成の立場での討論とさせていただきます。

○井関議長

次に、原案に反対の方の発言を許可したいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森議員

議席番号2番大森揚子。議案第77号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」

反対討論をさせていただきます。

私は前にも反対討論をさせていただきましたが、この場で重ねての討論とさせていただきます。

まず、何よりも住民がこの公設民営化に納得をしていません。私は、多くの方から不安や不満、怒りの声を聞いてきました。公立から公設民営化への移行は、医療福祉行政の大きな方向転換となる問題です。だからこそ住民の声をしっかりと聞き、合意を形成する努力がまだまだ必要なのではないでしょうか。この間の一連の流れ、動きは拙速過ぎると思います。住民不在の市政運営と言わざるを得ません。

2点目、野村病院無床化は管家市長の基本理念である「暮らして安心が体感できるまちづくり」に逆行しているのではないのでしょうか。

野村病院の無床化により、市民病院まで通うということになれば、野村・城川の住民にとって交通費がかかり時間がかかるという経済的、身体的な負担が大きくなります。結果、住民の受診抑制につながるのではないかと危惧されます。

市民の命と健康を守るという市政の在り方として、野村病院を無床化することに、住民は納得しないのではないのでしょうか。病床を残す方向に切り替えることを求めます。

3点目、医療従事者の処遇に関する問題です。

この間の指定管理者導入による公設民営化の一連の問題は、コロナ禍のもと必死で対応してこられた医療従事者の皆さんにとっては、あまりにも突然でショックだったのではないのでしょうか。直近のアンケートをとられましたが、協会が提示した処遇になることに納得できないと答えた方が約8割、そして、同じく8割の方が退職を考えておられる状況です。医療従事者の退職に拍車がかかり、結果、医療崩壊が起きないか非常に懸念をされます。

このアンケートの声を幾つか御紹介したいと思います。行政も議員もこのアンケート結果を真摯に受け止め、もっと落ちついて冷静に時間をかけて検討すべきです。職員が退職しても仕方ない、やれるようにやるしかないという発言にがっかりしました。病院を守れない市では人口も増えません。もう少し今いるスタッフを大切にし、耳を傾けるべきだと思います。市は職員一人ひとりを大事にしていらないと思います。本当に離職を防ぎた

いと思っているのでしょうか。この病院に将来明るい未来はないと感じているので辞職をします。

アンケートにはその他多くの職員の悲痛な叫びがつつられています。このお一人おひとりの声を、市はどう受け止めておられるのでしょうか。地域医療存続のために西予市のために必死で頑張っておられる医療従事者の皆さんの声に、市は真摯に向き合い打開策をともに考え合うべきです。

4点目、市の仕様書、協会の事業計画書によると、市の財政負担が今以上に一層膨らむ可能性があるということです。

まず、市の仕様書の中に記載されている市が負担するとしているものについて、1、施設及び設備機器及び備品は市が実施する。2、施設及び設備機器及び備品の修繕は、1件当たり50万円以上のものは市が実施する、とあります。整備は全て市が負担することになっており、指定管理者は50万円未満の修繕のみとなっています。

次に、協会の事業計画書の中に記載されている市に求められている財政負担について、1、財政医療等の対価として年間4億8000万円の運営交付金、2、短期間における準備、移行のための財政的支援、3、現地事務所、備品、事務什器などの貸与、4、職員確保に係る費用に対する支援、補填措置、5、現地事務所において実施する作業に必要な費用として1500万円の支援、6、野村病院の機能転換後3年間までの間、赤字となった場合の補填措置の6点が挙げられています。

現在の2病院1施設への市の繰出金は3.8億円です。それよりもはるかに持ち出しが増えることが予想されます。

現時点では、移行した場合、市の財政負担の総額、全体像が明らかにされておらず、市の仕様書、協会の事業計画書の中身が市民に周知説明されていません。

さらに、市は委託先を地域医療振興協会のみで決定しようとし、他者との比較検討すらしようとしていません。

7月7日に城川町で公立病院を振興協会に委託をするということについて、市長と地元住民との懇談があったと聞いています。振興協会に委託をするということに対して、地元住民からは非常に厳しい意見や不安の声が上がったと聞いています。

委託先を地域医療振興協会とする議案第65号

は、6月21日の第5回特別委員会で否決となり、さらに6月24日の第2回定例会でも否決をされました。本来なら、2度の否決を重く受け止め、この議案は撤回をする、あるいは反対の意見や声に耳を傾け、何らかの修正を加えて練り直して再度提案をする、そういうものではないでしょうか。それを1カ月足らずで同じ議案を再度提案することは、議会軽視、住民無視と言わざるを得ないと考えます。

私は、公立病院施設の存続に向けて、市民、医療スタッフ、行政が力を合わせてともに知恵を出し合えば、おらが町の病院づくりに向けてまだまだ考えられることがあるのではないかと考えます。

行政におかれましても、これまで市が市民の命と健康に責任を持つと頑張ってきたその姿勢をこれからも堅持をしていただきたい。

2病院存続、野村には野村の野村病院を、野村・城川に野村病院を、宇和・明浜・三瓶には市民病院をという、培ってきた地域医療を大事にこれから守り育てていく道をみんなで模索をするべきだと考えます。

私は、以上の点から西予市の2病院1施設を振興協会に委託することに反対をいたします。

反対討論とさせていただきます。

○井関議長

次に、原案に賛成者の発言を許可したいと思います。賛成討論ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮議員

議案第77号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理の指定について」の賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、先ほど賛成討論をされました山本英明議員の勇氣ある発言に敬意を表したいと思います。

この議案につきましては、6月27日の本会議において、賛成討論をさせていただきました。

しかし、誠に残念ながら不採択となってしまいました。

そのあと、市民の皆さんから私にいただいた声は「反対の議員さんには対案があるんでしょうか」

とか、「市ができないと言っていることに対してどうしようと思っているのか、どのようにできると考えているのか」など、中には「議員さんは何をを考えておられるのかな」といった御意見等も頂戴をいたしております。

前回の否決以降、反対の議員の皆さんが菊池院長からの意見書に対する回答と改革案、またそれに対する菊池院長からの回答も読ませていただきました。正直な感想としては、かみ合ったやりとりではないなということを思い、残念に思いました。しかしながら、反対された議員の皆さんからの対案や提案に対して、菊池院長は丁寧に御回答をされているというふうにも感じました。その上で今の医療現場の現状について、今の不安定な状況が続くと職員のモチベーションの低下や病院の空気が悪くなる、1日1日、現場の状況が悪化し、住民の悪影響につながると思われる、ということをおっしゃっております。

また、今の医療現場でやれることを選択すべきではないかということ、そして、菊池院長が西予市で30年以上医療現場で働いていただき、その中で今の現状から導かれた御意見であることなど、切実で誠実な回答だと感じております。御意見を出された議員の皆さんには、菊池先生のこのような言葉がどのように届いているのでしょうか。

前回の否決を受け、指定管理予定の地域医療振興協会の理事長が来ていただき、議会との懇談もしていただきました。私は残念ながら出席ができなかったんですけれども、議員の皆さんには、理事長の話はどのように感じられたのでありましょうか。

今回の採決が西予市議会として、有権者から負託を受けた議員として、重大な意味を持っているということは前回の討論で申し上げたとおりであります。

なぜ、前回の否決から1カ月もたたずに臨時議会を招集し管家市長が同じ議案を上程されたのか。先ほど議会軽視という言葉もありましたけれども、私はそうではない、それだけせっぱ詰まってるというふうに理解をするべきではないかと感じております。

行政の責任者と医療の責任者の言葉をもっと真剣に真摯に受け止めるべきだと考えます。

私は、二次救急を集約することが西予市の医療

を守ることになる、市民の命を守ることになることに確信をいたしております。

本日の採決で、議会として議員として、有権者にどのような説明をしていくのかが問われていると思います。

前回も申し上げましたが、我々議員には執行権はありません。執行権者である市長が、あらゆる可能性を考えた上で決断をされた事業なのであります。それを我々議会が否決をするということは、有権者に対して説明責任も負うべきだと考えます。

二次救急がもし1日置きになったり、決まった日にしか受け入れができなくなったら、市民の皆さんにどのように説明をすればいいのでしょうか。市長のせいにされるのですか。

我々が救急車を呼ばなければならない日は決まっているわけではありません。今日は救急の日じゃないから明日まで我慢しよう、それでは済まない話であります。

市内で受け入れられない日の救急現場では、受け入れ先を消防で探す時間が必要となります。その間、患者さんは救急車の中で待機をしなければなりません。

また、市外の受け入れ先となると、もっと移動時間がかかるということになります。脳疾患や心臓疾患など、時間的に早く措置できれば助かる命も、また元の生活に戻れる可能性が高いことも当然であります。

それから、子育て世代の移住先の環境として重視する条件の中には、教育環境や子育て支援策や自然との触れ合いなどという項目にあわせて、医療の充実という条件も必ず入っております。子育て世代の受け入れが今必要なこの西予市にとって、二次救急は最低条件だと考えます。

こういったことが市民の皆さんの命を守ることだと私は考えます。もし、今回も否決となれば、医療を守れない。命を守れない。人口減少もとめられず、負のスパイラルになっていくのは明白であります。

全国が直面している医師不足や自治体公立病院の経営、西予市では、一緒に考えて一緒に取り組みましょうと言っている地域医療振興協会があります。

これまで、こうしたらよかったのにと、病院改革会議をつくってから取り組むべきとの御意見

を否定するわけではありませんが、どちらも推進力があって初めて成立をすることではないかと考えます。西予市にとっての推進力は、現在、地域医療振興協会しかないと考えます。

協会と西予市の医療現場、そして行政と議会が同じ方向を向かう中で、野村・城川地域の皆さんの医療の安心対策を示していけるのではないのでしょうか。

オンライン診療や訪問診療など、机上の議論だけでは前に進めません。一緒になってやってやろうと考えていただけるパートナーがいて初めて、できるできない、こうしたらできるといった議論が進むのではないのでしょうか。

議員の皆様には、議会として議員として、先ほどの山本議員のように賢明な御判断で賛成していただきますことをお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○井関議長

次に、原案に反対者の方の発言を許可したいと思います。反対討論がある方ございますか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

ないようでございます。

次に、原案に賛成の方の発言を許可したいと思います。賛成討論ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

〔13 番源正樹議員登壇〕

○13 番源議員

議席番号 13 番源正樹です。

議案第 77 号に対して、賛成の立場から討論を行います。

西予市民病院、野村病院、つくし苑においては、医療従事者等の確保、経営状況ともに大変厳しく、状況改善、改革には公益社団法人地域医療振興協会が持たれている経営手法を生かしていただき、効率的に施設の運営や経営を行っていく必要があります。

総務省自治財政局準公営企業室が令和 6 年 1 月に作成された資料によれば、公立病院数は令和 4 年度で 853 病院です。公立病院の約 65%は 10 万人未満の市町村に、そのうち約 31%は 3 万人未満の市町村に所在しています。

経営形態では、公営企業法一部適用病院が 280 病院、全部適用が 378 病院、独立行政法人が 116 病院、指定管理者が 79 病院となっており、9.3%の病院が指定管理制度を既に導入されています。

愛媛県にある公立病院は、県立病院 4 施設、市立病院 8 施設、町立病院 3 施設の合計 15 施設です。中予に 2 病院、東予に 3 病院、南予に 10 病院が存在しており、南予に偏在しています。

人口減少が加速度的に進んでいます。令和 6 年 5 月 24 日愛媛新聞に平成の大合併を境とする 40 年間の人口変化に関する調査結果が掲載されました。それによれば、1983 年（昭和 58 年）10 月 1 日の旧 5 町の人口は 5 万 4954 人、2023 年（令和 5 年）12 月 31 日に 3 万 4538 人、40 年間で 37.1%減少しています。

旧町ごとに見ると、明浜町は 5,960 人から 2,718 人に、宇和町は 1 万 8214 人から 1 万 6157 人に、野村町は 1 万 3463 人から 6,959 人に、城川町は 5,990 人から 2,797 人に、三瓶町は 1 万 1327 人から 5,907 人となりました。

人口減少、高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少が進む中、救急医療体制をいかにして維持していくのか。西予市だけでなく県内でも人口減少が大変著しい南予地域全体の大きな共通する課題であると強く認識をしております。

指定管理委託料について、財政課による収支試算では現状のまま推移した場合、一般会計繰出金のうち地方交付税措置額を除いた一般財源繰出額は令和 5 年度決算見込額で 3 億 5000 万円、令和 17 年度には 7 億 7000 万円とされています。

3 施設を指定管理へ移行した場合の試算では、一般会計繰出金のうち地方交付税措置額を除いた一般財源繰出額は、令和 7 年度では 5 億 1000 万円、令和 17 年度は 4 億円で維持できるとされています。

なお、この試算額は、指定管理委託料分と直接経理分の合計金額であり、指定管理委託料分の一般財源額は、令和 7 年度は 2 億円、令和 17 年度は 2 億 4000 万円となります。

病院経営は条件により大きく変動します。当然、委託料についても変化する可能性は非常に高いと考えられます。このような厳しい経営環境だからこそ、協会の持たれている手腕に強く期待をする

ところであります。

令和 6 年 7 月 9 日に吉新通康（よしあらみちやす）理事長に御出席いただき、議会と協会との意見交換会を再度行いました。事業計画や収支計画に関して詳細な説明があり、質疑応答にも真摯にご回答いただいたと思います。その中で理事長より、私たち協会が経営改善できるかできないかではなく一緒に改革をしてほしい、こういう趣旨での御発言がありました。

医療を取り巻く環境は厳しいのが現状です。しかしながら、協会、医療従事者、市民、行政、議会が協力しながら、市民病院、野村病院、つくし苑の 3 施設を存続させ、将来にわたり地域医療福祉を守ることに全力を注ぐべきと考えます。

最も大きな問題解決すべき課題は、二次救急を含め市民の安全、安心と生活を守るため地域医療福祉をどのように維持していけばいいのかということだと思います。

議員各位におかれましても、御理解いただき賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論とします。

○井関議長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で討論を終結といたします。

これより、議案第 77 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室承認画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 77 号は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 77 号は賛成多数によって可決となりました。

以上で本日の臨時会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回西予市議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 井関 陽一

同 議員 竹崎 幸仁

同 議員 小玉 忠重

付 録

令和6年第2回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 75 号	西予市教育委員会教育長の任命について	7 月 22 日	原案同意
議案第 76 号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 月 22 日	原案可決
議案第 77 号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について	7 月 22 日	原案可決